

## 操縦担当者にパンタグラフ作業の資格は必要か？ 無事故を目指して「操縦」に専念させろ！

大阪修繕車両所では、2月初旬から全社員に対して、パンタグラフ作業の認定資格取得のための教育を行っています。また、教育終了後15日から知悉度確認を行い、35項目からなる質問に対して全項目正解するまでに行い、その後、パンタグラフ作業の技能を習得することでパンタグラフ作業が行える資格を認定し、資格認定者のみがパンタグラフの作業を行うことができるという作業体制にしようとしています。つまり、今後、パンタグラフの作業が発生した場合、パンタグラフ作業の資格認定者しかパンタグラフの作業が行えないということです。

パンタグラフは、新幹線車両の最も重要な機器であり、作業に当たっては十分な知識や技能が必要と思いますし、教育は必要とは思いますが、はたして、パンタグラフの作業をするために資格が必要でしょうか？また、修繕車両所の全社員を対象にする必要があるでしょうか？

現在、修繕車両所では、どの作業を行うにしても作業前にしっかりと打ち合わせを行い、「重要作業ポイント集」や「これだけは忘れない」の読み合わせ、作業分担の明確化、必要なチェックシートもそろえて万全な体制で作業を行っています。何故今、パンタグラフの作業を行うのに資格が必要なのか疑問を持たざるをえません。

今年1月、操縦で、立て続けて「ヒューマンエラー」「責任事故」が発生しました。会社管理者は、操縦担当者に対して、教育や講習を行うと共に執拗に添乗を繰り返すことでプレッシャーを与え、操縦担当者は緊張を強いられる日々が続いています。

今、操縦担当者に求められているのは、改めて無事故に向けて頑張ることです。仮にパンタグラフの作業を行うために資格が必要だとしても操縦担当者まで同じように資格が必要だとは到底考えられません。

社員の皆さん！修繕車両所の社員だからという一律的な管理の仕方で事故の芽を摘むことはできないのではないのでしょうか？操縦担当者は操縦業務に、修繕担当者は車両の修繕に専念することが事故を起こさないための第一歩と考えます。

私たち東海労は今回のパンタグラフ作業の資格認定に対して、関西地本に申し入れを行いました。

### 申し入れ

- (1) パンタグラフの作業を行うのに資格が必要な理由を明らかにされたい。
- (2) 今後、パンタグラフの作業が発生した場合、資格認定者のみが作業を行うことになるが、資格認定者がおらず、対応できない場合はどうするのか明らかにされたい。
- (3) 相次ぐ「ヒューマンエラー」「責任事故」発生に伴い、操縦担当者は事故を起こさないために集中した業務執行が必要であり、直ちにパンタグラフ作業の資格が必要ではないと考えられる。よって操縦資格者に対しては別途実施するとされたい。

**みんなで声を出して、明るく働きやすい職場を  
創ろうではありませんか！**